

特別養護老人ホームゆう愛  
短期入所生活介護重要事項説明書  
<令和7年4月1日 現在 >

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 0276-37-8343 (午前8時30分～午後5時30分まで)  
担当 生活相談員 吉田 雅章  
\* ご不明な点は、お気軽にお申し付けください。

2. ショートステイゆう愛の概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	ショートステイゆう愛		
所在地	群馬県太田市寺井町565		
介護保険指定番号	介護老人福祉施設	(指定番号:群馬県 1070501521)	

(2) 同施設の職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	社会福祉主事	1名(1)		1名(1)
医師			2名(2)	2名(2)
生活相談員	社会福祉主事	1名(1)		1名(1)
栄養士	管理栄養士	1名		1名
機能訓練指導員	看護師	1名		1名
介護支援専門員	介護支援専門員	1名		1名
調理員	調理師	2名		2名
事務職員		1名		1名(1)
介護・看護職員	准看護師	2名		2名
	介護福祉士	8名(5)		8名(5)
	初任者研修・ヘルパー1～2級修了者	1名		1名
	社会福祉主事	4名		4名
	その他			

( )内は男性再掲

(3) 同施設の設備の概要

定員	長期:29名 短期(空床利用)	医務室	1室
居室	個室:29名	リビング	3室
浴室	一般浴槽・特殊浴槽・リフト浴		

### 3. サービスの内容

居 室	ユニット型個室
食 事	基本として、食堂にておとりいただきます。 朝 食 7時40分から 昼 食 12時から 夕 食 18時から
入 浴	週に最低2回入浴していただけます。 ただし、状態に応じ、特別浴または清拭となる場合があります。
介 護	ご希望や状態に応じ適切な介護サービスを提供します。 着替え、排泄、食事等の介助 おむつ交換、体位交換、シーツ交換、施設内の移動の付添い等
機能訓練	交流ホール等にて機能訓練を行います。
生活相談	常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。
健康管理	短期入所生活介護の初日に簡単な健康チェックを行ないます。 また、診察室にて診察や健康相談サービスを受けることができます。
特別食の提供	当施設では通常のメニューの他に特別食をご用意する事もできます。 詳しくは職員にお尋ねください。尚、料金は別途かかります。
理美容サービス	当施設では毎月特定日に理容サービスを実施しております。 料金は別途かかります。
レクリエーション等	当施設では、毎月の誕生会をはじめ年間を通して入居者交流会等の行事を行います。 行事によっては別途参加費がかかるものもございます。詳しくは職員にお尋ね下さい。

### 4. 利用料金

#### (1) 基本単位(施設利用料)

(ユニット型 個室)

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1日あたり 自己負担額	704単位	772単位	847単位	918単位	987単位

#### (2) サービス利用単位(加算)

##### ① 栄養管理費

療養食加算 (医師の指示により提供された場合) 1食あたり 6単位

##### ② 送迎費

送迎を行った場合 片道 184単位  
(事情により介護保険給付の適用を受けられない場合がありますので  
詳しくはお問い合わせください)

③ 生活機能向上連携加算 I	1月あたり	100単位
生活機能向上連携加算 II	1月あたり	200単位
※ 個別機能訓練加算を算定している場合	1月あたり	100単位
④ 医療連携強化加算	1日あたり	58単位
⑤ 認知症専門ケア加算 (I)	1日あたり	3単位
認知症専門ケア加算 (II)	1日あたり	4単位
⑥ 認知症行動・心理症状緊急対応加算	1日あたり	200単位
※ 緊急に短期入所生活介護が必要であると医師が判断した場合		
※ 入所日より7日を限度とする		
⑦ 若年性認知症利用者受入れ加算	1日あたり	120単位
⑧ 緊急短期入所受入れ加算	1日あたり	90単位
※ 入所日より7日を限度とする		
※ 利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病やむを得ない事情がある際は14日		
⑨ サービス提供体制強化加算 (I)	1日あたり	22単位
サービス提供体制強化加算 (II)イ	1日あたり	18単位
サービス提供体制強化加算 (IV)	1日あたり	6単位
⑩ 看護体制加算 (I)イ	1日あたり	12単位
看護体制加算 (II)イ	1日あたり	23単位
⑪ 夜勤職員配置加算 (II)イ	1日あたり	46単位
夜勤職員配置加算 (IV)イ	1日あたり	61単位
⑫ 介護職員処遇改善加算 (I)	1ヶ月あたりの総利用単位数の14.3%	
介護職員処遇改善加算 (II)	1ヶ月あたりの総利用単位数の13.6%	
介護職員処遇改善加算 (III)	1ヶ月あたりの総利用単位数の11.3%	
介護職員処遇改善加算 (IV)	1ヶ月あたりの総利用単位数の 9.0%	
⑬ その他の加算		
上記の加算が算定された場合には料金が加算されます。		
* 太田市の地域区分は「7級地」の為 1単位=10.17円となります		
自己負担額は、介護保険負担割合証に応じた金額となります。		

○ 市町村より利用者負担割合を証する書面が発行されますので提出して下さい

合計所得金額	自己負担割合
	1割
280万円以上340万円未満の方	2割
340万円以上の方	3割

- ① 食事提供費 1日あたり 1,620円  
(朝食 390円 昼食 640円 夕食 590円)
- ② 居住費 (滞在費)  
個室 1日あたり 2,066円
- ④ 特別食 メニューによって異なりますのでその都度相談いたします。
- ⑤ 理美容費 (パーマは別料金) 1回あたり 2,000～3,000円
- ⑥ その他 その他レクリエーション、行事等の費用等は自己負担となる場合があります。

(4) 特定入所者に係る基準費用及び負担限度額

① 基準費用額

	1日あたりの自己負担分	
	居住費	食費
ユニット型個室	2,006 円	1,620 円
居住費	2,066円	

(朝食 390円 昼食 640円 夕食 590円)

## ②負担限度額

1日あたりの自己負担分			
		居住費	食費
生活保護受給者の人等、老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の人	ユニット型個室	880 円	300 円
世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万以下の人等	ユニット型個室	880 円	390 円
世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万超120万円以下の人等	ユニット型個室	1,370 円	650 円
世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が120万円超の人等	ユニット型個室	1,370 円	1,360 円
世帯に住民税となっている人がいる人	ユニット型個室	2,066 円	1,620 円

※ ②の負担額の減額を受ける場合は「介護保険負担限度額認定証」を提出してください。

### (5) 社会福祉法人による減免

社会福祉法人による利用者負担軽減制度があり、第3段階のうち課税年金収入額と合計所得金額の合計が150万円以下の方（市町村が生計困難であると認めた方）については負担額の1/4を減額します。

ただし、第1段階については1/2とします。（減額は社会福祉法人が負担）

### (6) キャンセル料

利用者のご都合でサービスを中止する場合、原則としていたしませんなるべく早めにご連絡ください。

### (7) 利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を基に計算します。

\*以下の場合に、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ・利用者が中途退所を希望した場合
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響をあたえる行為があった場合

### (8) 支払方法

短期入所生活介護の利用については、月末の翌月に請求書をお渡しいたしますので、請求月内にお支払いください。お支払方法は窓口支払、銀行振り込みのいずれかとなります。

## 5. サービスの利用方法

### (1) サービスの利用申し込み

まずは、お電話でお申し込みください。

ご利用期間決定後、契約を締結いたします。なお、ご利用の予約は1ヶ月前からできます。

(ただし、空床があった場合)

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

### (2) サービス利用契約の終了

#### ①利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

#### ②自動終了 以下の場合、双方の通知がなくても自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ 利用者がお亡くなりになった場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けている利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合(この場合に限り、予約を有効にしたまま契約条件を変更して再度契約することができます。)

#### ③その他

- ・ 利用者が、サービス利用料金の支払を3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払わない場合、利用者やご家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行なった場合、または、やむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合は、30日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがございます。なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

## 6. 当施設のサービスの特徴等

### (1) 運営の方針

当施設は、介護保険法・老人福祉法の理念及び関係法令に基づき、利用者がある能力に応じた日常生活を営むことができるよう次の事項を重点方針として介護サービスの提供に万全を期すものといたします。

- ① 利用者の心身の状況、解決すべき課題の把握、利用者や家族の意向等を踏まえた上で、介護サービスの提供をいたします。
- ② 利用者の意思及び人権を尊重し、自由な行動の保障により、生きる喜びの感じられる安らかな生活の場の提供に努めます。
- ③ 利用者の最大の楽しみである給食については、その嗜好にそったメニュー作りと共に、温・冷配膳車による適時適温の給食と併せ、ゆとりある食事時間を確保いたします。
- ④ 同人会ホームページ等については、一層の内容の充実に努め、施設情報の開示を積極的に進めて開かれた施設運営を目指します。
- ⑤ 「やさしさと思いやり」を介護理念として、利用者の方々が、健全で安楽な生活が送れるよう、全職員が一丸となってより良い介護に最善をつくします。

### (2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
男性介護職員の有無	有	
従業員への研修の実施	有	年1回 以上を実施しています
サービスマニュアルの作成	有	
身体的拘束	原則	緊急やむを得ない場合は除きます
その他		

(3) 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会 ..... 面会時間は自由ですが、午後8時から午前8時の間にご遠慮願います。面会カードには必ず記入して下さい。
- ・外出 ..... 原則として自由ですが、事前に申し出ていただきます。
- ・飲酒、喫煙 ..... 施設において定めた場所、量であれば結構です。
- ・設備、器具の利用 ..... 本来の用途に従って自由に利用できます。
- ・金銭、貴重品の管理 ..... 介護保険対象外サービスとして、別に定める契約により管理させていただきます。
- ・所持品の持ち込み ..... 日常生活に必要な最小限度内のものとさせていただきます。
- ・施設外での受診 ..... 希望や必要に応じて施設外でも受診することもできます。
- ・宗教活動 ..... 信教については自由ですが、施設内での宗教活動はできません。
- ・ペット ..... 施設内でペットを飼うことはできません。

7. 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

協力病院			
	病院名	住所	連絡先
	太田記念病院	太田市大島町455番地1	0276-22-2200
	宏愛会第1病院	太田市六千石町99-63	0277-78-1555
	イムス太田中央総合病院	太田市東今泉町875-1	0276-37-2378

(1) 事故発生時の対応について

- ①当事業所は利用者に事故が発生した場合には、速やかに県、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ②当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、保管します。
- ③当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

(2) 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、県、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

- <群馬県> 健康福祉部 介護高齢課(027-226-2569)
- <市町村名> 太田市
- <担当名> 介護サービス課(0276-47-1856)
- <家族等連絡先> 契約書署名者参照
- <ショートの場合> 担当指定居宅介護支援事業所  
なお、事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています
- <保険会社名> 株式会社 損害保険ジャパン
- <保険名> 賠償責任保険
- <保障の概要> 社会福祉法人 全国社会福祉協議会(しせつの損害補償)  
(社会福祉施設のさまざまなリスクに対応している)

## 8. 非常災害対策

- ・防災時の対応 ..... 別に定める防災応急計画に基づき自衛消防組織及び地域  
防災協力員組織により初動対応を行います。
- ・防災設備 ..... 消火器・スプリンクラー・自動火災報知設備・非常通報設  
備・防煙シャッター
- ・防災訓練 ..... 総合訓練(夜間想定を含む)は3月と10月、部分訓練は必  
要に応じ実施します。
- ・防火管理者 ..... 施設長 天笠 光啓

## 9. サービス内容に関する相談・苦情

### ① 当施設ご利用者相談・苦情担当

担当 管理者 天笠 光啓 電話 0276-37-8343  
生活相談員 吉田 雅章

### ② その他

当施設以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

太田市役所 0276-47-1111(代)

介護サービス課 0276-47-1856

国民健康保険団体連合会 介護保険課 027-290-1363(代)

### ③ 第三者評価の実施状況 実施なし

## 10. 当法人の概要

名称・法人種別 **社会福祉法人 同仁会**

代表者役職・氏名 **理事長 穂積 照雄**

本社所在地・電話番号 群馬県太田市八幡町27-7 電話0276-55-3500

定款の目的に定めた事業

### 第1種社会福祉事業

- |                    |      |
|--------------------|------|
| 1、救護施設 太陽の家        | 設置経営 |
| 2、特別養護老人ホーム 鶴生田園   | 設置経営 |
| 3、特別養護老人ホーム 大泉園    | 設置経営 |
| 4、特別養護老人ホーム みづほの里  | 設置経営 |
| 5、特別養護老人ホーム ゆう愛    | 設置経営 |
| 6、特別養護老人ホーム ささら子の里 | 設置経営 |
| 7、ケアハウス たかちほ       | 設置経営 |
| 8、太田市養護老人ホーム       | 受託経営 |

### 公益事業

- 居宅介護支援
- 1、鶴生田園居宅介護支援事業所
  - 2、大泉園居宅介護支援事業所
  - 3、みづほの里居宅介護支援事業所
  - 4、西小泉居宅介護支援事業所愛
  - 5、居宅介護支援事業所ぐるっぺ
  - 6、ゆう愛居宅介護支援事業所

### 第2種社会福祉事業

短期入所生活介護専用施設

- 1、ショートステイ愛
- 2、ショーステイ八幡

サービス付き高齢者住宅

- 1、ぐるっぺ絆

通所介護(デイサービスセンター)

- 1、ゆう愛デイサービスセンター
- 2、大泉園デイサービスセンター
- 3、みづほの里デイサービスセンター
- 4、西小泉デイサービスセンター愛
- 5、デイサービスセンターぐるっぺ
- 6、デイサービスセンター八幡

小規模多機能型居宅介護

- 1、小規模多機能ホーム ゆう愛

認知症対応型通所介護(デイサービスセンター)

- 1、デイサービスセンターnico

訪問入浴介護

- 1、みづほの里訪問入浴介護事業所

訪問介護(ホームヘルパーステーション)

- 1、みづほの里ホームヘルパーステーション  
鶴生田園出張所 (出張所3ヶ所)  
大泉園出張所  
西小泉出張所
- 2、ヘルパーステーションぐるっぺ

障がい者相談支援

- 1、みづほの里障がい者相談支援事業所

診療所

- 1、八幡クリニック

保育園

- 1、ささら子保育園

## 11. 介護サービス情報の公開

ス事業所の情報と比較検討することにより、利用時の

主体的な事業者選択を可能にすることを目的としています。

公表された情報について、資料として必要な場合はお申し出ください。

なお、下記のホームページでご覧いただけます。

[群馬県介護サービス情報の公表URL] <http://www.kaigo-joho.pref.gunma.jp>

介護老人福祉施設入所にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し同意を得て交付しました

令和 年 月 日

事業者  
所在地 群馬県太田市寺井町565  
名称 ショートステイゆう愛  
説明者 所属 生活相談員

氏名 吉田 雅章

私は、契約書および本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受け同意し受領いたしました。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を交付及び保有するものとします。

事業者  
事業所名 ショートステイゆう愛(指定番号:群馬県 1070501521)  
住 所 群馬県太田市寺井町565

代表者名 施設長 天笠 光啓 印

利用者 住所

氏名 印

身元引受人 住所

御家族

(代理人)

氏名 印

(利用者との続柄 )

特別養護老人ホームゆう愛  
短期入所生活予防介護重要事項説明書  
<令和7年4月1日 現在 >

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 0276-37-8343 (午前8時30分～午後5時30分まで)  
担当 生活相談員 吉田 雅章  
\* ご不明な点は、お気軽にお申し付けください。

2. ショートステイゆう愛の概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	ショートステイゆう愛
所在地	群馬県太田市寺井町565
介護保険指定番号	介護老人福祉施設 (指定番号:群馬県 1070501521)

(2) 同施設の職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	社会福祉主事	1名(1)		1名(1)
医師			2名(2)	2名(2)
生活相談員	社会福祉主事	1名(1)		1名(1)
栄養士	管理栄養士	1名		1名
機能訓練指導員	看護師	1名		1名
介護支援専門員	介護支援専門員	1名		1名
調理員	調理師	1名	1名	2名
事務職員		1名		1名
介護・看護職員	准看護師	2名		2名
	介護福祉士	8名(5)		8名(5)
	初任者研修・ヘルパー1～2級修了者	1名		1名
	社会福祉主事	4名		4名
	その他			

( )内は男性再掲

(3) 同施設の設備の概要

定員	長期:29名 短期(空床利用)	医務室	1室
居室	個室:29名	リビング	3室
浴室	一般浴槽・特殊浴槽・リフト浴		

### 3. サービスの内容

居 室	ユニット型個室
食 事	基本として、食堂にておとりいただきます。 朝 食 7時40分から 昼 食 12時から 夕 食 18時から
入 浴	週に最低2回入浴していただけます。 ただし、状態に応じ、特別浴または清拭となる場合があります。
介 護	ご希望や状態に応じ適切な介護サービスを提供します。 着替え、排泄、食事等の介助 おむつ交換、体位交換、シーツ交換、施設内の移動の付添い…等
機能訓練	交流ホール等にて機能訓練を行います。
生活相談	常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。
健康管理	短期入所生活介護の初日に簡単な健康チェックを行ないます。 また、診察室にて診察や健康相談サービスを受けることができます。
特別食の提供	当施設では通常のメニューの他に特別食をご用意する事もできます。 詳しくは職員にお尋ねください。尚、料金は別途かかります。
理美容サービス	当施設では毎週特定日に理容サービスを実施しております。 料金は別途かかります。
レクリエーション等	当施設では、毎月の誕生会をはじめ年間を通して入居者交流会等の行事を行います。 行事によっては別途参加費がかかるものもございます。詳しくは職員にお尋ね下さい。

#### 4. 利用料金

##### (1) 基本単位(施設利用料)

(ユニット型 個室)

	要支援1	要支援2
1日あたり 自己負担額	529単位	656単位

##### (2) サービス利用単位(加算)

###### ① 栄養管理費

療養食加算 (医師の指示により提供された場合) 1食あたり 6単位

###### ② 送迎費

送迎を行った場合 片道 184単位  
 (事情により介護保険給付の適用を受けられない場合がありますので  
 詳しくはお問い合わせください)

③ 生活機能向上連携加算Ⅰ 1月あたり 100単位

生活機能向上連携加算Ⅱ 1月あたり 200単位

※ 個別機能訓練加算を算定している場合 1月あたり 100単位

④ 医療連携強化加算 1日あたり 58単位

⑤ 認知症専門ケア加算(Ⅰ) 1日あたり 3単位

認知症専門ケア加算(Ⅱ) 1日あたり 4単位

⑥ 認知症行動・心理症状緊急対応加算 1日あたり 200単位

※ 緊急に短期入所生活介護が必要であると医師が判断した場合

※ 入所日より7日を限度とする

⑦ 若年性認知症利用者受入れ加算 1日あたり 120単位

⑧ 緊急短期入所受入れ加算 1日あたり 90単位

※ 入所日より7日を限度とする

※ 利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病やむを得ない事情がある際は14日

⑨ サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 1日あたり 22単位

サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 1日あたり 18単位

サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 1日あたり 6単位

⑩ 看護体制加算(Ⅰ)イ 1日あたり 12単位

看護体制加算(Ⅱ)イ 1日あたり 23単位

- ⑪ 夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ 1日あたり 46単位  
夜勤職員配置加算(Ⅳ)イ 1日あたり 61単位
- ⑫ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1ヶ月あたりの総利用単位数の14.6%  
介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 1ヶ月あたりの総利用単位数の13.6%  
介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 1ヶ月あたりの総利用単位数の11.3%  
介護職員処遇改善加算(Ⅳ) 1ヶ月あたりの総利用単位数の 9.0%

⑬ その他の加算

上記の加算が算定された場合には料金が加算されます。

- \* 太田市の地域区分は「7級地」の為 1単位=10.17円となります  
自己負担額は、介護保険負担割合証に応じた金額となります。

○ 市町村より利用者負担割合を証する書面が発行されますので提出して下さい

合計所得金額	自己負担割合
160万円未満の方	1割
160万円以上の方	2割
340万円以上の方	3割

(3) その他の利用料金

- ① 食事提供費 1日あたり 1,620円  
(朝食 390円 昼食 640円 夕食 590円)
- ② 居住費(滞在費)  
個室 1日あたり 2,066円
- ④ 特別食 メニューによって異なりますのでその都度相談いたします。
- ⑤ 理美容費 (パーマは別料金) 1回あたり 2,000~3,000円
- ⑥ その他 その他レクリエーション、行事等の費用等は自己負担となる場合があります。

(4) 特定入所者に係る基準費用及び負担限度額

①基準費用額

	1日あたりの自己負担分	
	居住費	食費
ユニット型個室	2,066 円	1,620 円

( 朝食 390円 昼食 640円 夕食 590円 )

②負担限度額

	1日あたりの自己負担分		
		居住費	食費
生活保護受給者の人等、老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の人	ユニット型個室	880 円	300 円
世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万以下の人等	ユニット型個室	880 円	390 円
世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万超120万円以下の人等	ユニット型個室	1,370 円	650 円
世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が120万円超の人等	ユニット型個室	1,370 円	1,360 円
世帯に住民税となっている人がいる人	ユニット型個室	2,066 円	1,620 円

※ ②の負担額の減額を受ける場合は「介護保険負担限度額認定証」を提出してください。

(5) 社会福祉法人による減免

社会福祉法人による利用者負担軽減制度があり、第3段階のうち課税年金収入額と合計所得金額の合計が150万円以下の方(市町村が生計困難であると認めた方)については負担額の1/4を減額します。

ただし、第1段階については1/2とします。(減額は社会福祉法人が負担)

(6) キャンセル料

利用者のご都合でサービスを中止する場合、原則としていただきませんなるべく早めにご連絡ください。

(7) 利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を基に計算します。

\*以下の場合に、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ・利用者が中途退所を希望した場合
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響をあたえる行為があった場合

## (8) 支払方法

短期入所生活介護の利用については、月末の翌月に請求書をお渡しいたしますので、請求月内にお支払いください。お支払方法は窓口支払、銀行振り込みのいずれかとなります。

## 5. サービスの利用方法

### (1) サービスの利用申し込み

まずは、お電話でお申し込みください。

ご利用期間決定後、契約を締結いたします。なお、ご利用の予約は1ヶ月前からできます。

(ただし、空床があった場合)

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

### (2) サービス利用契約の終了

#### ①利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

#### ②自動終了 以下の場合、双方の通知がなくても自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ 利用者がお亡くなりになった場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けている利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合(この場合に限り、予約を有効にしたまま契約条件を変更して再度契約することができます。)

#### ③その他

- ・ 利用者が、サービス利用料金の支払を3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払わない場合、利用者やご家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行なった場合、または、やむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合は、30日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがございます。なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

## 6. 当施設のサービスの特徴等

### (1) 運営の方針

当施設は、介護保険法・老人福祉法の理念及び関係法令に基づき、利用者がある能力に応じた日常生活を営むことができるよう次の事項を重点方針として介護サービスの提供に万全を期すものといたします。

- ① 利用者の心身の状況、解決すべき課題の把握、利用者や家族の意向等を踏まえた上で、介護サービスの提供をいたします。
- ② 利用者の意思及び人権を尊重し、自由な行動の保障により、生きる喜びの感じられる安らかな生活の場の提供に努めます。
- ③ 利用者の最大の楽しみである給食については、その嗜好にそったメニュー作りと共に、温・冷配膳車による適時適温の給食と併せ、ゆとりある食事時間を確保いたします。
- ④ 同人社ホームページ等については、一層の内容の充実に努め、施設情報の開示を積極的に進めて開かれた施設運営を目指します。
- ⑤ 「やさしさと思いやり」を介護理念として、利用者の方々が、健全で安楽な生活が送れるよう、全職員が一丸となってより良い介護に最善をつくします。

(2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
男性介護職員の有無	有	
従業員への研修の実施	有	年1回 以上を実施しています
サービスマニュアルの作成	有	
身体的拘束	原則	緊急やむを得ない場合は除きます
その他		

(3) 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会 ..... 面会時間は自由ですが、午後8時から午前8時の間はご遠慮願います。面会カードには必ず記入して下さい。
- ・外出 ..... 原則として自由ですが、事前に申し出ていただきます。
- ・飲酒、喫煙 ..... 施設において定めた場所、量であれば結構です。
- ・設備、器具の利用 ..... 本来の用途に従って自由に利用できます。
- ・金銭、貴重品の管理 ..... 介護保険対象外サービスとして、別に定める契約により管理させていただきます。
- ・所持品の持ち込み ..... 日常生活に必要な最小限度内のものとさせていただきます。
- ・施設外での受診 ..... 希望や必要に応じて施設外でも受診することもできます。
- ・宗教活動 ..... 信教については自由ですが、施設内での宗教活動はできません。
- ・ペット ..... 施設内でペットを飼うことはできません。

7. 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

協力病院		
病院名	住所	連絡先
太田記念病院	太田市大島町455番地1	0276-22-2200
宏愛会第1病院	太田市六千石町99-63	0277-78-1555
イムス太田中央総合病院	太田市東今泉町875-1	0276-37-2378

(1) 事故発生時の対応について

- ①当事業所は利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ②当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、保管します。
- ③当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

(2) 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

<群馬県> 健康福祉部 介護高齢課(027-226-2569)

<市町村名> 太田市

- <担当名> 介護サービス課(0276-47-1879)
- <家族等連絡先> 契約書署名者参照
- <ショートの場合> 担当指定居宅介護支援事業所
- なお、事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています
- <保険会社名> 株式会社 損害保険ジャパン
- <保険名> 賠償責任保険
- <保障の概要> 社会福祉法人 全国社会福祉協議会(しせつの損害補償)  
(社会福祉施設のさまざまなリスクに対応している)

## 8. 非常災害対策

- ・防災時の対応 ..... 別に定める防災応急計画に基づき自衛消防組織及び地域  
防災協力員組織により初動対応を行います。
- ・防災設備 ..... 消火器・スプリンクラー・自動火災報知設備・非常通報設  
備・防煙シャッター
- ・防災訓練 ..... 総合訓練(夜間想定を含む)は3月と10月、部分訓練は必  
要に応じ実施します。
- ・防火管理者 ..... 生活相談員 吉田 雅章

## 9. サービス内容に関する相談・苦情

### ① 当施設ご利用者相談・苦情担当

担当 管理者 天笠 光啓 電話 0276-37-8343  
生活相談員 吉田 雅章

### ② その他

当施設以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

太田市役所 0276-47-1111(代)

介護サービス課 0276-47-1856

国民健康保険団体連合会 介護保険課 027-290-1363(代)

### ③ 第三者評価の実施状況 実施なし

## 10. 当法人の概要

名称・法人種別 **社会福祉法人 同仁会**

代表者役職・氏名 **理事長 穂積照雄**

本社所在地・電話番号 群馬県太田市八幡町27-7 電話0276-55-3500

定款の目的に定めた事業

### 第1種社会福祉事業

- |                    |      |
|--------------------|------|
| 1、救護施設 太陽の家        | 設置経営 |
| 2、特別養護老人ホーム 鶴生田園   | 設置経営 |
| 3、特別養護老人ホーム 大泉園    | 設置経営 |
| 4、特別養護老人ホーム みづほの里  | 設置経営 |
| 5、特別養護老人ホーム ゆう愛    | 設置経営 |
| 6、特別養護老人ホーム ささら子の里 | 設置経営 |
| 7、ケアハウス たかちほ       | 設置経営 |
| 8、太田市養護老人ホーム       | 受託経営 |

### 公益事業

- 居宅介護支援
- 1、鶴生田園居宅介護支援事業所
  - 2、大泉園居宅介護支援事業所
  - 3、みづほの里居宅介護支援事業所
  - 4、西小泉居宅介護支援事業所愛
  - 5、居宅介護支援事業所ぐるっぺ
  - 6、ゆう愛居宅介護支援事業所

### 第2種社会福祉事業

短期入所生活介護専用施設

- 1、ショートステイ愛
- 2、ショーステイ八幡

サービス付き高齢者住宅

- 1、ぐるっぺ絆

通所介護(デイサービスセンター)

- 1、ゆう愛デイサービスセンター
- 2、大泉園デイサービスセンター
- 3、みづほの里デイサービスセンター
- 4、西小泉デイサービスセンター愛
- 5、デイサービスセンターぐるっぺ
- 6、デイサービスセンター八幡

小規模多機能型居宅介護

- 1、小規模多機能ホーム ゆう愛

認知症対応型通所介護(デイサービスセンター)

- 1、デイサービスセンターnico

訪問入浴介護

- 1、みづほの里訪問入浴介護事業所

訪問介護(ホームヘルパーステーション)

- 1、みづほの里ホームヘルパーステーション  
鶴生田園出張所 (出張所3ヶ所)  
大泉園出張所  
西小泉出張所
- 2、ヘルパーステーションぐるっぺ

障がい者相談支援

- 1、みづほの里障がい者相談支援事業所

診療所

- 1、八幡クリニック

保育園

- 1、ささら子保育園

## 11. 介護サービス情報の公開

ス事業所の情報と比較検討することにより、利用時の

主体的な事業者選択を可能にすることを目的としています。

公表された情報について、資料として必要な場合はお申し出ください。

なお、下記のホームページでご覧いただけます。

[群馬県介護サービス情報の公表URL] <http://www.kaigo-joho.pref.gunma.jp>

介護老人福祉施設入所にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し同意を得て交付しました

令和 年 月 日

事業者  
所在地 群馬県太田市寺井町565  
名称 ショートステイゆう愛  
説明者 所属 生活相談員

氏名 吉田 雅章

私は、契約書および本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受け同意し受領いたしました。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を交付及び保有するものとします。

事業者  
事業所名 ショートステイゆう愛(指定番号:群馬県 1070501521)  
住 所 群馬県太田市寺井町565

代表者名 施設長 天笠 光啓 印

利用者 住所  
氏名 印

身元引受人 住所  
御家族  
(代理人) 氏名 印

(利用者との続柄 )